令和　８年１０月　２日

各　　位

［和歌山労働局長登録教習機関］
建設業労働災害防止協会和歌山県支部
和歌山市湊通丁北１丁目１－８
℡.073-436-1327

労働局登録番号57-2（有効期限R11.3.30）

コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の開催について

労働安全衛生法令の定めにより、「コンクリート造の工作物(その高さが５m以上であるもの)の解体又は変更の作業」を行う場合は、作業主任者の資格を有する者を配置するよう義務付けられています。

つきましては、当支部において下記のとおり講習会を開催いたしますので、資格取得を希望される方は受講されますようお知らせいたします。

記

１．受講対象者　下記のうち、どちらかに該当するもの。
・１８歳以上の方で、コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に３年以上従事した経験を有する者。
・大学、高専、高校において土木又は建築に関する学科を卒業した者で、２年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者。

２．講習日時　令和　８年１１月１０日（火）～１１日（水）　午前９時～

３．講習場所　和歌山県建設会館　３F会議室
和歌山市湊通丁北１丁目１－８　（℡.073-436-1327）
※駐車場が狭いので、なるべく交通機関をご利用ください。

４．受講料金　￥１３，４７５－（税込、受講料11,000円・テキスト代2,475円）
※欠席された場合、受講料金は返金できません。但し講習日の3営業日前までに連絡があった場合は、返金にも対応いたします。

５．受講申込　申込書に写真１枚（縦36～40㎜×横24～30㎜裏面に氏名記入）を添付し受講料を添えて下記にお申込みください。
※経験年数の証明印は必ず事業主印（丸印）の押印をお願いします。
※口座振込みをご希望の場合は当支部まで連絡ください。
（受付場所）建設業労働災害防止協会和歌山県支部
〒640-8262　和歌山市湊通丁北１丁目１－８
（予約開始）令和　８年１０月１３日（火）9：00～

６．講習科目の一部免除　とび１級又は、２級の技能検定合格者、及び、とび指導員免許を持っている方は講習科目の一部免除がありますので資格証のコピーを添付して下さい。

７．定員　４２名　（定員になり次第締め切ります。）

※　詳しいことは、建設業労働災害防止協会和歌山県支部(℡.073-436-1327)までお尋ね下さい。